

役員選任規則

第1章 総則

(総則)

第1条 一般社団法人千葉県損害保険代理業協会(以下「本会」という。)は、定款第42条の規定に基づき、本会の役員を選任に関する規則を定める。

(定義)

第2条 本規則において役員とは、定款第14条に定める会長、副会長、専務理事、理事及び監事とする。

2. 本規則において役員等とは、前項の定める役員及び定款第19条に定める顧問とする。

第2章 理事候補者の資格基準

(理事候補者の資格基準)

第3条 理事候補者は、定款第13条に定める会員名簿に記載された正会員で、次の各号を充足していなければならない。

(1) 役員として選任される時点において、正会員として入会后満2年以上経過していること。

(2) 支部の役員を経験していること。

2. 定款第15条第3項で定める正会員以外から選任する理事候補者については、前項の規定を適用しない。

(理事候補者の資格審査)

第4条 本会は、理事改選に関する事項のうち、理事候補者の資格審査に関する事項を掌握するため、理事会の承認を得て、資格審査委員会(以下「審査委」という。)を設置する。

2. 審査委は、理事の選任を行なう総会に上程する議案を審議する理事会開催日の1週間前までに発足し、審査委としての業務がすべて終了した日に解散する。

3. 会長は、審査委委員として正会員の中から2名以内を理事会の承認を得て委嘱する。ただし、理事候補者には審査委委員を委嘱できない。

4. 委員長は、委員の互選により決定し、審査委に関する業務を総括し、審査委を代表する。

5. 会長は、理事候補者が出揃ったときは、審査委に対し、書面によりその氏名及び資格審査に必要な事項を遅滞なく届け出なければならない。

6. 審査委は、理事候補者の届出を受領したときは、遅延なく、理事候補者の資格について、第3条に定める基準に基づきその適否を判断し、理事会に報告しなければならない。

7. 理事候補者が第5条の定めるところに従い決定したときは、審査委は、総会において当該理事候補者に係る資格審査の結果を報告しなければならない。

第3章 役員候補の決定

(理事候補者)

- 第5条 理事の候補者は、会長及び支部の推薦に基づき理事会が決定し、総会に提案する。
2. 理事会は、理事を選任する総会から1ヶ月前までに、理事候補者の数を支部別に定め、会長に報告することとし、支部基本枠2名及び30名を超える支部については、支部所属会員数で15名毎に1名の枠を認める。なお、支部所属会員数は、総会が開催される年の3月末の会員数とする。
 3. 会長は、前項で定められた理事候補者数の枠以外に、自らが推薦する理事候補者を選定することができるものとし、前項で定められた支部別の候補者の数とともに支部へ通知する。
 4. 前項において、会長が自ら推薦する候補者を決定するときは、他の役員等と協議を行なう。
 5. 支部は、第3項の通知に基づき、当該支部の支部総会において選任される支部長及びその他の者を理事候補者に選任し、会長に推薦する。
 6. 会長は、自ら推薦する理事候補者と、支部から推薦された理事候補者を、第4条で定める資格審査に関する手続きを経た上で、理事会に報告する。

(監事候補者)

- 第6条 会長は、他の役員と協議のうえ監事候補者を決定し、理事会に報告する。
2. 理事会は、会長からの報告をもとに監事候補者を決定し、総会に提案する。

(会長、副会長、専務理事候補者)

- 第7条 会長は、他の役員と協議のうえ、会長、副会長、専務理事の候補者を決定し、理事会に報告する。
2. 理事会は、会長からの報告をもとに前項の候補者を決定し、総会並びに当該総会で選任される理事に提案する。

第4章 役員候補等の選任

(理事及び監事の選任)

- 第8条 本会の理事及び監事は、定款第15条第1項に定めるとおり、総会において選任する。
2. 前項の総会が理事及び監事を選任するときは、第5条及び第6条2項の提案を受けなければならない。

(会長及び副会長の選任)

- 第9条 前項の総会で選任された理事は、その選任後直ちに理事会を開催し、定款15条第4項に定めるとおり、会長及び副会長を選任する。
2. 前項の理事会が会長及び副会長の選任をするときは、前項の理事は第7条第2項の報告を受けなければならない。
 3. 前2項の理事会は、会長及び副会長の選任結果について、遅滞なく正会員に通知しなければならない。ただし、当該理事会が、前項の総会終了前に開催されたもので

あるときは、当該総会に報告することで通知とみなす。

(専務理事の選任)

第10条 第8条で選任された理事は、理事会を開催し、定款第15条第5項に定めるとおり、専務理事を選任することができる。

2. 前項の理事会が専務理事の選任をするときは、前項の理事は第7条第2項の報告を受けなければならない。

3. 前2項の理事会は、専務理事の選任結果について、遅滞なく正会員に通知しなければならない。ただし、当該理事会が、前項の総会終了前に開催されたものであるときは、当該総会に報告することで通知とみなす。

(顧問の選任)

第11条 定款第19条で定める顧問は、第9条で選任された会長が、理事会の決議を経て委嘱する。

第5章 附 則

(附 則)

第12条 本規則に定めるもののほか、役員改選に関し必要な事項は理事会において定める。

2. 本規則の改廃は、定款第42条の規定に従い、理事会の決議を経なければならない。

3. 第3条第1項各号の入会后機関と役員の経験については、本会の前身である千葉県代理業協会の正会員として所属していた機関と役員の経験を通算することができる。

(発 効)

第13条 本規則は、理事会承認日から施行する。